

海津市告示第107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成26年9月8日に海津市議会第3回定例会を海津市議場に招集する。

平成26年8月12日

海津市長 松 永 清 彦

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（15名）

1番	飯 田 洋 君	2番	藤 田 敏 彦 君
3番	赤 尾 俊 春 君	4番	浅 井 まゆみ 君
5番	橋 本 武 夫 君	6番	松 田 芳 明 君
7番	六 鹿 正 規 君	8番	堀 田 みつ子 君
9番	森 昇 君	10番	松 岡 光 義 君
11番	服 部 寿 君	12番	水 谷 武 博 君
13番	伊 藤 誠 君	14番	永 田 武 秀 君
15番	川 瀬 厚 美 君		

不応招議員（なし）

平成26年海津市議会第3回定例会

◎議事日程(第1号)

平成26年9月8日(月曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第6号 平成25年度海津市土地開発基金の運用状況に関する書類の提出について
- 日程第4 議案第58号 平成26年度海津市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第59号 平成26年度海津市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第60号 平成26年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第61号 海津市役所の位置を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第62号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第63号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第64号 海津市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第65号 海津市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第66号 海津市教育研究所条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第67号 海津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第14 議案第68号 海津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第15 議案第69号 海津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第16 議案第70号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第17 議案第71号 物品購入契約の締結について
- 日程第18 認定第1号 平成25年度海津市一般会計決算の認定について
- 日程第19 認定第2号 平成25年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について
- 日程第20 認定第3号 平成25年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について
- 日程第21 認定第4号 平成25年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定について
- 日程第22 認定第5号 平成25年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第23 認定第6号 平成25年度海津市介護保険特別会計決算の認定について

- 日程第24 認定第7号 平成25年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
日程第25 認定第8号 平成25年度海津市下水道事業特別会計決算の認定について
日程第26 認定第9号 平成25年度海津市水道事業会計決算の認定について
日程第27 認定第10号 平成25年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定について
日程第28 認定第11号 平成25年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算の認定について
日程第29 認定第12号 平成25年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定について
日程第30 認定第13号 平成25年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について
日程第31 認定第14号 平成25年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について
日程第32 請願第1号について
追加日程第1 議案第72号 物品購入契約の締結について
-

◎出席議員（15名）

1番	飯田洋君	2番	藤田敏彦君
3番	赤尾俊春君	4番	浅井まゆみ君
5番	橋本武夫君	6番	松田芳明君
7番	六鹿正規君	8番	堀田みつ子君
9番	森昇君	10番	松岡光義君
11番	服部寿君	12番	水谷武博君
13番	伊藤誠君	14番	永田武秀君
15番	川瀬厚美君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	松 永 清 彦 君	副 市 長	後 藤 昌 司 君
教 育 長	横 井 信 雄 君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	福 田 政 春 君
総務部次長 (施設担当)	岡 田 健 治 君	総務部次長兼 総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	渡 邊 良 光 君
総 務 部 企画財政課長	白 木 法 久 君	市民環境部長	鈴 木 照 実 君
健康福祉部長	木 村 元 康 君	健康福祉部次長 (施設担当)兼 サンリバーはつらつ 事務 長	伊 藤 裕 康 君
産業経済部長	中 島 智 君	建設水道部長	丹 羽 功 君
危機管理局兼 危機管理監 監察室長	三 木 孝 典 君	教育委員会 事務局局長	服 部 尚 美 君
教育委員会 事務局次長 (施設担当)	菱 田 昭 君	会計管理者	馬 場 司 郎 君
監査委員事務局併 公平委員 公務局書記長	徳 永 廣 徳 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	石 原 八 十 司 君
消 防 長	吉 田 一 幸 君	消防本部消防課長	木 村 謙 二 君
教育委員会事務局 こども課長	荒 川 逸 夫 君	代表監査委員	柴 田 清 文 君

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	青 木 彰	議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 長 兼 議 事 調 査 係 長	古 川 和 典
議 会 事 務 局 議 會 總 務 係 課 長	水 谷 理 恵		

◎開会宣告

○議長（川瀬厚美君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、平成26年海津市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（川瀬厚美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において9番 森昇君、10番 松岡光義君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（川瀬厚美君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今定例会は、本日から9月26日までの19日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から9月26日までの19日間とすることに決定をいたしました。

◎報告第6号 平成25年度海津市土地開発基金の運用状況に関する書類の提出についてから認定第14号 平成25年度海津市羽沢財産区会計決算の認定についてまで

○議長（川瀬厚美君） 日程第3、報告第6号から日程第31、認定第14号までの29議案を一括議題といたします。

市長より報告並びに提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） おはようございます。

それでは、提案の説明をさせていただきます。

本日、平成26年海津市議会第3回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多忙のところ御参集を賜り、まことにありがとうございます。

今回、定例会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を順次御説明申し上げます。

最初に、報告案件1件について、その内容を御説明申し上げます。

報告第6号の平成25年度海津市土地開発基金の運用状況について、地方自治法第241条第5項の規定により御報告いたします。

基金総額は7億21万5,252円で、内訳は土地1万123.9平方メートル、取得価格1億2,150万4,020円、現金5億7,871万1,232円で、平成25年度中に土地3万8,574.87平方メートル、5億308万1,323円を一般会計で買い戻し、一方で、一般会計に基金規模の適正化を図るため、3億4,287万4,820円を繰り出し、また基金の運用利息21万5,252円を繰り入れいたしました。

詳細につきましては、基金運用状況に関する書類を別冊2と監査委員の審査意見書を別冊4により提出しております。

続きまして、補正予算案件3件について、その概要を御説明申し上げます。

議案第58号の平成26年度海津市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ5億5,287万2,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ159億5,320万4,000円とするものであります。

歳出の主なものとしましては、総務費、総務管理費、人事管理費で地方公務員法改正に伴う人事評価システム導入のため、人事評価制度構築支援業務委託料49万7,000円を追加し、財産管理費で統合庁舎建設に伴いますプレハブ倉庫の設置、駐車場の監視カメラ設置、支所案内板等改修費及び太陽光発電売電用配線改修工事費等2,675万3,000円を追加し、支所費で平田支所の駐車場整備費、城山支所へのイントラ引込切替工事費204万9,000円を追加し、危機管理費で防災会議での部会開催に要する経費、職員に対する参集メールシステムの導入、防災情報用パソコンの購入費で90万1,000円、雨漏り対策で防災分庁舎改修工事費2,129万5,000円を追加し、徴税費、賦課徴収費及び過年度支出費で法人市民税の過年度還付金支払い増に伴い、市税還付金及び還付加算金で1,925万円を追加し、選挙費で無投票となりました農業委員会選挙費を事業費精査により460万5,000円減額いたしました。

次に、民生費、社会福祉費、老人福祉費で第5期介護保険事業計画に基づく地域密着型施設整備のための補助金として、国・県補助金を財源に介護基盤緊急整備等臨時特例事業費補助金等1億3,688万円を追加し、前年度事業費の精算に伴います国・県への償還金を障害福祉費で367万5,000円、福祉医療費で118万1,000円、生活保護費、生活保護総務費で341万9,000円を追加し、児童福祉費、保育園費で石津認定こども園の2階トイレ改修工事費292万7,000円を追加いたしました。

次に、労働費、労働諸費、働く女性の家管理費で働く女性の家の耐震補強及び改修工事費等7,752万2,000円を追加しました。

次に、農林水産業費、農業費、農業振興費で西美濃農業協同組合の機械施設導入に対し、元気な農業産地構造改革支援事業補助金637万5,000円、新規就農者への農地確保協力者に対し、県補助金と市単独補助金をあわせ、就農支援協力金142万2千円を追加し、農地費では、

県単補助事業の採択により津屋地区農道舗装403万円、山下揚水機場水中ポンプ取替工事費383万円を追加し、農村環境改善センター管理費では、平田農村環境改善センター（ふるさと会館）の自動火災報知設備改修工事費83万2,000円を追加し、林業費で津屋南谷林道の法面崩落の復旧に際し、測量等委託料101万6,000円を追加いたしました。

次に、土木費、河川費で岡谷排水機場の高圧機器等修繕140万8,000円、堤防谷敷除草事業で、県委託金の増額内示に伴い除草工事費200万円を追加いたしました。

次に、消防費、非常備消防費で去る8月3日に実施されました岐阜県消防操法大会にて、本市消防団がめでたく優勝し、11月8日に東京臨海広域防災公園で開催されます第24回全国消防操法大会への出場に伴います訓練費、応援経費等755万円を追加し、水防費で水防研修を11月に計画しておりましたが、全国消防操法大会出場応援のため、旅費等82万7,000円を減額し、消防施設費で7月1日の海津町福岡交差点での火災出動時の衝突事故に伴う水槽つき消防ポンプ自動車の修繕費93万円を追加いたしました。

次に教育費の教育総務費、教育指導費で県指定の魅力ある学校づくり調査研究事業の県補助金の増額内示を受け、研究経費45万円、昨年度、西江小学校で作成しました小・中学校、児童・生徒用の防災ノート作成費190万1,000円を追加し、小学校費、学校管理費で城山小学校空調設備改修工事設計委託料270万5,000円を追加し、教育振興費で図書購入費410万円を追加し、中学校費、学校管理費で日新中学校食堂棟空調設備改修工事費等2,557万5,000円を追加し、教育振興費で図書購入費190万円を追加、社会教育費、図書館費で不審者等防犯対策に海津・平田図書館への防犯カメラ設置工事費800万円を追加し、保健体育費、体育施設費で武道館耐震補強工事費等7,381万2,000円、市民プール等附帯設備改修工事費等7,327万3,000円、平田グラウンド大規模改修工事費等3,759万9,000円、南濃南部グラウンド照明器具設置工事費98万6,000円、平田体育館等修繕費226万1,000円を追加いたしました。

歳入につきましては、分担金及び負担金で県単土地改良事業受益者分担金78万5,000円を追加し、国庫支出金で地域介護・福祉空間整備推進交付金として1,740万円、働く女性の家耐震補強改修事業費に建築物等耐震化促進事業補助金1,532万6,000円、当初予算で計上しておりました津屋・奥条地区の狭隘道路整備事業に社会資本整備総合交付金の内示を受けまして768万円、武道館耐震補強改修事業に学校施設環境改善交付金637万2,000円を追加し、県支出金で介護基盤緊急整備等臨時特例事業費補助金1億1,948万円、西美濃農業協同組合の機械施設導入に元気な農業産地構造改革支援事業補助金637万5,000円、就農支援協力金事業補助金71万1,000円、津屋地区農道舗装及び山下揚水機場水中ポンプ取替工事費に対する県単土地改良事業補助金352万6,000円、谷敷除草工事に対する砂防補修事業委託金325万2,000円、魅力ある学校づくり調査研究事業委託金45万円を追加しました。

また、寄附金で学校図書等の指定寄附金として、6月16日に千代保稲荷神社前宮司 森健

氏よりの教育費寄附金1,000万円を追加し、繰入金で後期高齢者医療特別会計繰入金2,066万5,000円を追加し、諸収入、教育費雑入で平田グラウンド大規模改修事業に対しスポーツ振興くじの助成金1,364万4,000円を追加し、市債で歳出事業費にあわせ、統合庁舎整備事業債1,520万円、支所整備事業債130万円、働く女性の家改修事業債5,910万円、城山小学校空調設備改修事業債250万円、市民プール改修事業債6,960万円、武道館耐震補強事業債6,410万円をそれぞれ追加し、社会資本整備総合交付金の内示により津屋・奥条地区道路整備事業債730万円を減額し、繰越金で今回の補正の一般財源として、前年度繰越金1億2,270万6,000円を追加いたしました。

また、地方債の補正では、城山小学校空調設備改修事業債を追加させていただき、統合庁舎整備、支所整備、働く女性の家改修、津屋・奥条地区道路整備、市民プール改修、武道館耐震補強の各事業債の限度額の変更をさせていただくものです。

議案第59号の平成26年度海津市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、保険事業勘定の歳入歳出にそれぞれ1,064万5,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ31億8,734万5,000円とするものです。補正内容につきましては、諸支出金で前年度事業精算により国・県等への償還金1,064万5,000円を計上し、その財源として前年度繰越金を充てるものです。

議案第60号の平成26年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ2,066万6,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ6億7,146万6,000円とするものです。補正内容につきましては、繰出金で前年度事業精算により一般会計への繰出金2,066万6,000円を計上し、雑入で広域連合納付金療養給付負担金の精算金を充てるものです。

続きまして、条例案件等について順次御説明申し上げます。

議案第61号の海津市役所の位置を定める条例等の一部を改正する条例につきましては、平成27年1月の庁舎統合により、庁舎の位置及び支所の名称等を変更するため、海津市役所の位置を定める条例を初め、関係条例の改正をするものであります。

議案第62号の海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、戸籍法及び住民基本台帳法が一部改正され精査したところ、条例の引用条文と整合性がとれない部分が出てきたため、条例の一部を改正するものです。

議案第63号の海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律により、法律名が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正されたことにより、当該法律の規定を引用している条文の引用法律名を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第64号の海津市防災会議条例の一部を改正する条例につきましては、海津市防災会議に専門的な立場から指導・助言を行うアドバイザーの規定を設けるとともに、新たに部会を設置して諸課題を調査・検討するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第65号の海津市災害対策本部条例の一部を改正する条例につきましては、災害対策基本法が一部改正され精査したところ、条例の引用条文と整合性がとれない部分があるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第66号の海津市教育研究所条例の一部を改正する条例につきましては、平成27年1月の庁舎統合により、教育研究所の位置を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第67号の海津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきましては、平成27年度から施行する子ども・子育て新制度において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を、市町村が内閣府令で定める基準を踏まえ、条例で定める必要があるため、新規制定するものであります。

議案第68号の海津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、平成27年度から施行する子ども・子育て新制度において、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を、市町村が厚生労働省令で定める基準を踏まえ、条例で定める必要があるため、新規制定するものであります。

議案第69号の海津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、平成27年度から施行する子ども・子育て新制度において、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を、市町村が厚生労働省令で定める基準を踏まえ、条例で定める必要があるため、新規制定するものであります。

次に、他の案件2件について御説明申し上げます。

議案第70号の工事請負変更契約の締結につきましては、海津市統合庁舎整備工事（第Ⅱ期）（建築工事）について、平成26年3月5日に議決を受けました契約額4億6,494万円をキャノピー設置工事、3階屋根防水工事の取りやめにより2,399万6,520円を減額し、4億4,094万3,480円で変更契約を締結するものです。

海津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

議案第71号の物品購入契約の締結につきましては、小型動カポンプ付消防積載車2台の購入について、7月24日に指名競争入札を実施した結果、5者の入札となり、最低価格でありました株式会社ウスイ消防と契約額2,129万7,600円で契約締結するものです。

海津市議会の議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、決算案件14件について順次御説明申し上げます。

平成25年度海津市一般会計、特別会計、企業会計及び財産区会計の決算の認定につきましては、それぞれの会計の決算が確定いたしましたので、その結果に監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものであります。

決算書別冊2により、その概要を御説明申し上げます。

初めに、認定第1号は平成25年度海津市一般会計決算につきましては、歳入決算額175億6,139万5,595円、歳出決算額162億1,049万9,592円で、歳入歳出差し引き額は13億5,089万6,003円ではありますが、統合庁舎建設事業を含め5つの事業につきまして、平成26年度に繰越明許をしておりますので、その財源を差し引きますと、実質収支は12億2,632万9,003円となっております。

また、実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は3億4,158万2,737円の赤字となりました。

次に、認定第2号から第8号までの平成25年度海津市の特別会計でクレール平田運営特別会計、月見の里南濃運営特別会計、介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計の7特別会計全体での歳入決算額は103億8,558万6,628円、歳出決算額は102億3,650万5,594円で、実質収支は1億4,908万1,034円となっております。

認定第9号 平成25年度海津市水道事業会計決算につきましては、水道事業の業務量としまして、給水戸数が1万3,416戸で前年度比較16戸の増、年間総有収水量は413万6,079立方メートルで前年度比1.4%の減となっております。

収益的収支につきましては、水道事業収益が7億4,344万5,136円、前年度比1.6%の増であり、主なものは水道使用料6億4,125万8,060円と一般会計からの繰入金9,840万円であります。

一方、水道事業費用は7億2,143万5,804円、前年度比2.6%増で、経常収支は純利益1,409万5,438円となりましたので、さらに一層経費の削減等注意を払いつつ運営していく所存であります。

資本的収支につきましては、資本的収入の負担金、補償金により1,471万5,000円、資本的支出は配水管布設改良工事、消火栓設備工事、企業償還金等により4億4,516万4,186円となり、4億3,044万9,186円の収入不足が生じましたが、不足額につきましては、当年度分消費税、地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金及び当年度損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に、認定第10号 平成25年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算につきましては、当施設の年間業務量の入所実績は1万5,565人、1日当たり42.6人で前年度比6.4%の減、短

期入所につきましては、1,805人で前年度比19.1%の増となりました。

収益的収支につきましては、施設運営事業収益の施設介護料、一般会計繰入金等2億1,666万1,589円で、一方、施設運営事業費用は2億1,340万6,480円となり、当期純利益は325万5,109円となりました。

資本的収支につきましては、資本的支出のみでありまして、空調機器の全熱交換器取替工事、施設備品の購入費等で613万8,500円となり、過年度分損益勘定留保資金により補填いたしました。

次に、認定第11号 平成25年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算につきましては、デイサービス利用者3,525人（1日当たり13.7人）、前年度比8.3%の減となりました。

収益的収支につきましては、施設運営事業収益の施設介護報酬、施設利用者負担金、一般会計繰入金等3,732万632円。一方、施設運営事業費用は3,808万806円で、当期純損失は76万174円となり、民間サービス事業者の参入増加に伴う激しいサービス競争の中、介護報酬を基盤とした経営の健全化を目指してまいります。

なお、資本的収支につきましては、ございませんでした。

次に、認定第12号 平成25年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算につきましては、入所者3万2,387人で前年度比3.7%の増、短期入所者は2,256人で同比27.1%の減、通所リハビリは5,323人で同比4.4%の減となりました。

収益的収支につきましては、施設運営事業収益の施設介護料、利用者等使用料等で5億282万9,280円。一方、施設運営事業費用は5億1,520万1,984円で、当期純損失は1,237万2,704円となり、今後さらに福祉の充実に努め、より一層の合理化、能率化を図り、経常収支の健全化を目指してまいります。

資本的収支につきましては、資本的支出のみでありまして、厨房エアコンの取替工事、低床ベッド施設備品の購入、企業債償還金により4,019万2,374円となり、過年度分損益勘定留保資金により補填いたしました。

次に、認定第13号 平成25年度海津市駒野奥条入会財産区会計につきましては、歳入決算額は191万197円、歳出決算額は162万4,510円で実質収支額は28万5,687円であります。

次に、認定第14号 平成25年度海津市羽沢財産区会計につきましては、歳入決算額は553万2,198円、歳出決算額は59万3,000円で実質収支額は493万9,198円であります。

以上、決算認定案件につきましては、別冊3により各会計における主要な施策の成果等説明書を提出しております。

また、報告案件1件を含む各会計決算認定案件に対します監査委員の審査意見書につきましては、別冊4及び別冊5により付しておりますので、何とぞ御認定賜りますようお願い申

し上げます。

以上、提出いたしました議案につきまして、提案理由を申し上げましたが、何とぞよろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川瀬厚美君） 市長より報告並びに提案理由の説明が終わりました。

これから、順次質疑・討論・採決を行います。

なお、報告第6号の平成25年度海津市土地開発基金の運用状況に関する書類の提出については、地方自治法施行令第241条の規定による報告ですので、質疑・討論・採決は行いません。

続いて、議案第58号から議案第69号までの12議案について、順次質疑を行います。

初めに、議案第58号 平成26年度海津市一般会計補正予算（第2号）についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 服部寿君どうぞ。

○11番（服部 寿君） 1件質問させていただきます。

ページ数17ページの1項消防費、2目の非常備消防費755万円について質問させていただきます。

委員会で付託されまして審査されますが、喜ばしい全国大会出場ということで補正が組まれております。市民の皆様も関心が深いということで質問させていただきますが、755万円の内訳、いわゆる応援等も含まれてということでございますが、どのような計画をされておられるのかをお聞かせいただいて、私のほうからも市民の皆さんに、市民の皆さんも応援ができるかどうかわかりませんが、どのような計画で予算を計上されておられるのか質問をいたします。

○議長（川瀬厚美君） 消防長 吉田一幸君。

○消防長（吉田一幸君） 非常備消防費の補正予算について概要を御説明させていただきます。

まず、大会に出場されます選手の旅費、選手とほかに応援がございますが、その方の分、まずこれが基本で、45名分の選手とその手伝いと申しますか、補佐と申しますか、その選手分がございます。そのほかに応援ということで、観光バス3台分の補正予算を組んでございます。その他もろもろ、食糧費、応援の横断幕、のぼり、それと通信費、そういうものと、ほかには、これから訓練等を行いますので、相当の消耗品、ゼッケン、シューズ、ヘルメット等々の消耗品、それと、これから訓練を行いますので、その訓練を行うための費用弁償等を計画いたしております。

詳細につきましては、消防課長のほうから説明をいたさせますので、よろしく願いいた

します。

○議長（川瀬厚美君） 消防課長 木村謙二君、お願いします。

○消防本部消防課長（木村謙二君） それでは、第24次全国消防操法大会に係る補正予算案について説明させていただきます。

まず1点目に、旅費の関係でございますが、大会前日に選手等が前日訓練を行いますので、その選手分については新幹線で出向します。その選手については1万3,000円掛ける10名ということで13万円。大会前日の宿泊費につきましては、1万600円掛ける35名分ということで37万1,000円。

それから消耗品については、横断幕、これは大会出場PRということで、消防本部と市役所に設置予定で、各5万円ずつ見てございます。それから、のぼり旗一式ということで15万円。こちらにつきましては、今、県大会で使っておりますのぼりについては、12メートルを超えるのぼりでございますが、全国大会の規定で、ポールの長さを11メートル未満にしないということで、のぼり旗を新規に作成する必要がございます。

続いて食糧費でございますが、前日入り選手等の食事代ということで、35名分掛ける1,000円掛ける4食分ということで、こちらは前日の昼夜、当日の昼夜の食事代でございます。こちらが14万円。

次に、当日入り幹部等食事代ということで、1,000円掛ける15名掛ける2食分ということで3万円。

続いて、応援者食事代ということで、応援者については120名を見ております。1,000円掛ける120名掛ける2食分ということで24万円。こちらは昼と夜の食事代でございます。

次に、壮行会費としまして、4,000円掛ける50名分、20万円。

次に、慰労会費としまして、4,000円掛ける50人分で20万円。

次に、通信費としまして、来賓案内等ということで、お礼状等を配付する予定でございます。こちらが切手代として1万6,400円、はがき代として2万800円。

続いて大型バス借り上げ料ということで、会場調査バス借り上げ料、こちらが27万5,000円。

次に、前日から入る選手バス借り上げ料として41万円。

次に、当日出発します応援バス借り上げ料としまして27万5,000円掛ける3台分、これが82万5,000円。

次に資機材搬送車両ということで、ポンプを、トラックを借り上げてまして搬送いたします。こちらが10万円掛ける前日分と当日分で2日分ということで20万円。

続いて、大型バス通行料、こちらは高速代でございます。

1つ目は会場調査時の通行料1万5,000円掛ける往復で3万円。

続いて、選手バスということで、これは前日から行くバスでございますが、1万5,000円掛ける往復で3万円、応援バスについては1万円掛ける往復掛ける3台分として9万円、資機材搬送の通行料としまして、1万500円掛ける往復分で2万1,000円。その他雑費としまして2万800円。

続きまして、全国消防操法大会出場報償金としまして、出場隊激励金10万円、旅費につきましては、訓練手当が2,000円掛ける30名分掛ける45日分で270万円、会場調査費としまして、日帰りで1,600円掛ける30名分で4万8,000円、知事激励会としまして、1,600円掛ける10名分で1万6,000円、大会前日の日当としまして、1,600円掛ける35名分で5万6,000円、大会当日の日当としまして、1,600円掛ける50名分で8万円、消防学校等訓練費としまして2,000円掛ける30名掛ける2日分ということで12万円。

それから、事業費の消耗品でございますが、まず、きゃはんについては、2,700円掛ける10足分2万7,000円、ゼッケン、6,760円掛ける1組で6,760円、シューズですが、1万2,000円掛ける10足分で12万円、ヘルメットですが、3,000円掛ける5個で1万5,000円、大会着用の訓練服につきましては、1万3,480円掛ける5着分で6万7,400円、革手袋につきましては、3,800円掛ける10双分で3万8,000円、小型ポンプの先につける蛇かごにつきましては、4,000円。それから、ストレーナーが2,000円、あと筒先が2万円、筒先のノズルが2万5,000円、止水金具が3,800円掛ける2個で7,600円、とびが6,000円掛ける1本で6,000円、枕木6,700円、その他の消耗品としまして、パッキン、控え綱、紅白の旗、雷管等で5万4,540円、それから、修繕費としてポンプの修繕費20万円、備品購入費としてホース3万5,000円掛ける6本21万円、吸管が12万円のもの1本ということで12万円、以上合わせまして755万円となっております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 服部寿君。

○11番（服部 寿君） 詳細説明、本当にありがとうございました。

2点、またちょっとお尋ねしますが、今の応援バス3台を予定されておるということで、どういう方を対象に応援バス120名を募集というか、行かれるのか1点。

それで、行程等も詳細もわかっておるなら、例えば朝早く出発するののかも教えていただきたい点と、あとバスの借り上げ料等そういうものが、最後の19節の負担金というところに入るということかと思いますが、どこに負担をされるのか。普通ですと車借り上げ料とか、旅費等になるのかと思うんですが、その点も含めて2点お願いいたします。

○議長（川瀬厚美君） 消防課長 木村謙二君。

○消防本部消防課長（木村謙二君） 応援団につきましては、県大会に応援に行っていた方が全部で結果的には42名でございましたが、案内のほうを90名ぐらい出しております。

それに加えて、あと今回は、選手とか消防協会顧問参加とか、あと議員の皆さんにも応援いただいて、ある程度募集をかけまして大体120名ぐらいに調整しようと考えております。

それから、2点目の負担金につきましては、こちらは海津市消防協会のほうへ負担する予定でございます。

あと日程につきましては、操法を実際にやる時間が午後一番ということで、大体時間的には12時30分ごろ、本市の消防団が操法を行いますので、こちらを6時半か7時ごろに出発しまして、大体5時間かけて現地へ行く予定をしております。以上でございます。

○議長（川瀬厚美君） 他にございますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 藤田敏彦君。

○2番（藤田敏彦君） 教育費の補正予算のほうですね。城山小学校の空調設備の改修工事の設計費、19ページ一番上の欄ですが、この件でございますが、熱源はどういうふうにするかということで、今回もいろいろ災害について、この城山小学校は空調がないということで、親さん方からいろいろ要望がございまして、やっと設計の予算をつけていただいてありがたいと思っておりますが、避難所となっておりますので、私は以前一般質問で、LPガス等でそういうキットがございまして、即、炊き出しができるということで、熱源はLPとかそういうものを検討されたらどうかというふうに質問をさせていただきました。いろいろインシヤルコストとかいろいろなことがございますが、一応設計ということを発注するということは、どのような方向で発注されましたか、それをお聞きしたいと思います、よろしく願います。

○議長（川瀬厚美君） 教育委員会事務局次長 菱田昭君。

○教育委員会事務局次長（施設担当）（菱田 昭君） 熱源と発注方法につきまして御答弁申し上げます。

今議会に補正をお願いしてございます設計委託料において、電気空調とガス空調とのインシヤルコストとランニングコストの比較を詳細に検討して方式を決定してまいります。

方式としては、入札を予定しておりまして、発注のほうへ進めさせていただきたいと思っております。御理解賜りますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 藤田敏彦君。

○2番（藤田敏彦君） すると、熱源のほうはまだ決定していないということですね。わかりました。

じゃあ、災害のことを十分考慮して、ぜひともよろしく願います。以上です。

○議長（川瀬厚美君） 他にございますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） 服部議員と同じく消防の関係でちょっとお尋ねしますけれども、詳細は当然委員会のほうで聞きますけれども、消防署の持ち物、車等の貸し出しは、今回できるのかできないのか、その1点だけちょっとお尋ねします。

○議長（川瀬厚美君） 議員の質疑は所属委員会の審査に付託する案件でございますので、今の本会議上での答弁は行いません。よろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川瀬厚美君） はい。

○7番（六鹿正規君） 総括というのは、そのとりあえず全体のことというふうじゃないですか。総括質疑じゃないですか。

○議長（川瀬厚美君） いえ、違います。

他にございますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（川瀬厚美君） ないようでございますので、質疑を終わります。

続きまして、議案第59号 平成26年度海津市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（川瀬厚美君） 質疑はないようでございますので、質疑を終わります。

続きまして、議案第60号 平成26年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（川瀬厚美君） 質疑はないようでございますので、質疑を終わります。

続きまして、議案第61号 海津市役所の位置を定める条例等の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第62号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第63号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第64号 海津市防災会議条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第65号 海津市災害対策本部条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第66号 海津市教育研究所条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第67号 海津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についての質疑を許可します。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） まず、当然、この条例制定に当たっては、上位法があって条例化というふうになるわけなんですけれども、ちょっと今回、特に条例中に上位法の規定による、そういう文言がちょっと多いなあというふうに思われて、この条例自体を読んでいても内容がずっと入ってこなくて、わかりづらいように思えるんです。

引用してある法の項目番号を参照しなければならないんですけれども、今回こうした項目番号の中の参照するような資料というのも、当然、各自でとればよいというだけの問題かも

しれませんけれども、そういった新しく条例として制定するわけですから、それぐらいの配慮があってもしかるべきかなあというふうに思うのと、それとともに、この条例というのは、それぞれの施設、市がやっている施設だけじゃなくして私立の保育所なりというのがあるわけですから、そういうところの方に説明するにしても、この条例では、なかなか説明しづらいのではないかなあと思うんですけれども、その説明をされるときには、それなりの資料は用意されると思うんですが、そういうことも含めてもう少し対応していただければなということをまず1点と、それとともに、こうした条例の中に法の項目番号というふうなもので出ているということは、まだその項目番号が変わってとなると、この議会のほうに提案されるわけですけれども、でも項目番号は変わらず、そしてその問題点としては大きくは変わらずというか、問題は、この施設の事業所の項目というふうな場合、中身が一部変わって項目番号が変わらないというふうなことになる、条例の内容自体が自動的に変わってしまうんじゃないかと思うんですけれども、そういったときの対応はどのようにされるのか。議会に対して報告があるのかどうか。ちょっとその点も教えていただきたいと思います。

先ほども条例をもとに施設に、保育関係者、そして実際に利用される方への説明もされるのではないかなあと思うんですけれども、どのような資料を用意されるのかということをお示しいただければありがたいと思います。

ちょっとわからないなりに、本当に部分的なこともお聞きしたい。条例の中身自体に対することもお聞きしたいんですけれども。16ページのまず定義というものがあって、すいませんけれども、その定義の第2条の中の各号の中で、(6)、(7)、(8)という部分の「児童福祉法の6条の3第10項に」という10項と11項と12項というのが、たまたまインターネットで取った中に見当たらないものですから、これをお示しいただきたいと思いますので、お願いします。

それとともに、次に18ページなんですけれども、第2章の「第1節 利用定員に関する基準」というところの「第4条 特定教育・保育施設」の章の中に、20名以上というふうになっておりますけれども、この人数が多いか少ないかという判断のために、すいません、現在利用者数が最も少ない施設は何人というふうになっているか教えていただきたい。

それから20ページなんですけれども、(正当な理由のない提供拒否の禁止等)というところにございますけれども、この正当な理由、ほかのところにも、30ページにも「正当な理由がなければ、これを拒んではならない」、要は利用者を拒んではいけないというふうなことだと思うんですけれども、この正当な理由と正当でない理由というのを教えてください。

そして次、20ページの下の方に(あっせん、調整及び要請に対する協力)というふうになっておりますけれども、ここでは、「市町村が行うあっせん及び要請に対して、できる限り協力」というふうなので、こういうできる限りというのは、要は強制的ではないというふ

うなことであると思うんですけれども、要は市としてはお願いするだけで、それ以上の権限として、市としてはもう言ったからもういいよという、責任を持つというふうなことがないということでしょうか。ちょっとその点をお願いします。要はそのところで、市町村の役割というのが後退しているように思うんですけれども、その点に対して、ちょっと教えていただければと思います。

そして、次に32ページ、33ページあたりのところで、利用者の負担等というようなところであるんですけれども、よく読んでもなかなかわかりづらいので、現在と比べて負担はどうか。この中に特定利用者がそれなりに必要であったらば、上乘せしていただける、確かに今だってそういうのあるかもしれませんけれども、何か上限、頭が青天井というふうな形でいただくところはいただいてしまう、基準があつてないようなものになってしまうような気がするんですけれども、その点についてはどのようになるのかお答えください。お願いいたします。

○議長（川瀬厚美君） 幾つかありましたけれども、教育委員会事務局長 服部尚美君。

○教育委員会事務局長（服部尚美君） 済みません。幾つかご質問いただきまして、順次説明させていただきますと思います。

まず、条例が大変わかりにくいという御指摘でございますが、大変申しわけございませんでしたが、そういう資料等を配付、パンフレット等を配付させていただきたいと思います。

2番目の……。

済みません、今回提出させていただいておりますのは条例でございますので、もちろんこの条例の項目等が変わりましたら、再度また変更、改正の条例を提出させていただきます。

○議長（川瀬厚美君） 休憩をします。暫時休憩です。

（午前9時59分）

○議長（川瀬厚美君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前10時15分）

○議長（川瀬厚美君） 答弁をお願いします。

はい、副市長 後藤昌司君、お願いします。

○副市長（後藤昌司君） 私、副市長として条例審査委員会を主催しておりますので、先ほどの堀田議員の御質問に一部お答えをさせていただきたいと思うんですが、今回、この関係法令の3条例を提案させていただいた件につきましては、一応基本的には、本会議で上程させていただき議案として正式に出させていただきます。資料がない、ある云々という話は、本会議上では別の件ではないかなあとということで、よろしく願いいたします。

今回、上程させていただきました条例につきましては、当然、子ども・子育て支援法に基づきまして、市が条例を定めるというものでございます。これの基準につきましては、施行令、省令のほうで定めております基準がございますので、それを引用して今回作成をさせていただきました。準則に基づいて作成した条例でございます。特に、一部市独自の基準を設けたものもありますので、それはどういったところから基準を持ってきて作成してあるかということにつきましては、私、自分なりにまとめたものがございますので、また後ほどお渡しをさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

詳細、条文につきましては、それぞれ所管のほうで答えてくれると思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（川瀬厚美君） 教育委員会事務局長 服部尚美君。

○教育委員会事務局長（服部尚美君） 大変失礼をいたしました。

まず、順番に18ページの第4条の20人以上というところの数の関係ですが、海津市で認定こども園、保育所で一番少ないところは、西島保育園の25名でございます。

また、20ページの（正当な理由のない提供拒否の禁止等）でございますが、保育を必要とする事由は幾つかございますが、その中で同居の親族の方が子ども保育することができる場合については、利用の優先度が調整される場合があるということで、そういった場合に、海津市では待機児童はゼロでございますので、ないですが、利用の優先度が調整される場合があるという例でございます。

また、その他資料等、言葉の説明等につきましては、また資料の提出、あるいは後日説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 教育委員会事務局長 服部尚美君。

○教育委員会事務局長（服部尚美君） 済みません、訂正をさせていただきます。

西島保育園の人数25名と申しましたが、35名が正しい人数です。失礼いたしました。

それと、この条例でございますが、内閣府厚生労働省の府省令に基づきまして、そのまま上程させていただいておりますので、申し述べます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） 今、副市長まで丁寧に答えていただきましてありがとうございます。

今、先ほど副市長が内閣府令とか厚生労働省令で定め基準以上に海津市では、ちょっと何かそれなりのことをやりましたよと、それはどこなのかなあということ。どういうことを踏まえながらも、海津市ではもう少し何とかというところがあるような言われ方だったので、その部分をまた後ほど教えていただけるようでございますので、よろしくお願いいたします。

今、先ほど聞いた中で、負担はどうなるかということを書いていただけなかったので、負担はどうなるかというのを教えていただきたい。ともに、すいません、ちょっと先ほど聞きそびれたんですけれども、人数のことからいうと、この病児・病後児の保育に関しては、どういうふうなところに当てはまるのかなあと。定義の中のどこに当てはまるのかなあ。それこそ、駒野保育園の中の人数に入るのか、そういうふうなのかどうなのかということも含めて教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（川瀬厚美君） 教育委員会事務局長 服部尚美君。

○教育委員会事務局長（服部尚美君） 利用料でございますが、国の基準が示されておりますが、国の基準の範囲内におきまして、市の現行基準と調整を図りながら検討をまいりたいと思います。これにつきましては、全員協議会等で御報告、説明をさせていただきながら、進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

もう1点でしたが、済みません、何でしたか。

〔挙手する者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） 回数としてはちょっとお願いします。

病児・病後児の保育は定義の中でどこに当たるのかなあということをおもうのですけれども、それをちょっとお教えてください。

○議長（川瀬厚美君） 教育委員会事務局こども課長 荒川逸夫君。

○教育委員会事務局こども課長（荒川逸夫君） 病児・病後児保育に関しましては、今回の条例の中では入っておりません。また、別に保育サービスというか、ここでの中での話になりまして、今回の中には入っておりません。

○議長（川瀬厚美君） 他に質問ございますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） すいません、ありがとうございます。

先ほどの負担の問題でいいますと、やはり今、この世の中、消費税は上がる、何とかは上がるというふうな形で、でもお給料がそう上がるわけではない中で、今、何年か前から比べると下がっているぐらいですので、この保育料の問題は、例えば収入に合わせての保育料になってはいますけれども、この海津市では国の基準よりも低く保育料を設定してあります。そういうこともありますので、今後、全協なんかでも相談しながらというふうに言っていましたけれども、まず実際の利用者であるとか、保育関係者、そこら辺の御意見もしっかりと聞いていただけるかどうか、当然、議会の意見もですけれども、そこら辺のところはどのように今後お考えになられているのか、その点だけをお願いします。

○議長（川瀬厚美君） こども課長 荒川逸夫君。

○教育委員会事務局こども課長（荒川逸夫君） 利用者負担金につきましては、昨年立ち上げました子ども・子育て会議のほうでの検討事項となっております、そちらのほうで各保護者さんとか、団体での代表者の方とかという方々でお集まりいただいておりますので、その中で検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（川瀬厚美君） 他にございますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第68号 海津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についての質疑を許可します。

〔挙手する者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） 1点だけ。43ページのところの、というか全体になんですけども、この家庭的保育事業のいろいろ、A型、B型、C型という小規模の保育事業があります。その中には、実際の職員の方の資格の問題なんですけども、どう見ても一番少ない人数のところの職員の方になると、特に資格を有するというわけではないというふうに読み取れるんですけども、この点について、例えば、これはネット上での問題というのものもあるし、こういう利用のあれに規制がかかっていなかったというのものもあるんですけども、預けて子どもが亡くなったという事例もありますので、これは海津市内ではないにしても、今後こうしたことに対してどういうふうに考えてみえるのかだけ、ちょっと教えてください。

○議長（川瀬厚美君） こども課長 荒川逸夫君。

○教育委員会事務局こども課長（荒川逸夫君） 今回の家庭的保育事業での条例につきましては、利用者の数で5人以下の場合は家庭的保育事業でありますし、6人以上19人以下の場合は小規模保育事業というような定義をされておまして、現時点で海津市内においては、この家庭的保育事業での該当する事業所はございませんが、研修等につきましては、国・県等でのまたお話もお聞きしまして、そのように正当な手続をもって研修事業を行いたいと思っております。以上でございます。

○議長（川瀬厚美君） 他に質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第69号 海津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま質疑を行いました議案第58号から議案第69号までの12議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号から議案第69号までの12議案は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

なお、審査は9月25日までに終了し、議長に報告をお願いします。

続きまして、日程第16、議案第70号 工事請負変更契約の締結についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。議案第70号 工事請負変更契約の締結について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決することに決定をしました。

続きまして、日程第17、議案第71号 物品購入契約の締結についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いを。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（川瀬厚美君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。議案第71号 物品購入契約の締結について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号 物品購入契約の締結については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

続きまして、ここで認定第1号から認定第14号までの各会計の決算審査の結果につきまして、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員 柴田清文君。

○代表監査委員（柴田清文君） それでは監査委員の審査結果の報告をいたします。

平成25年度海津市一般会計、7つの特別会計、2つの財産区会計の歳入歳出決算及び基金の運用につきまして御報告を申し上げます。

去る7月10日から8月19日に関係諸帳簿、証拠書類等の照合など、通常実施すべき審査を慎重に行いました。その結果、審査に付されました平成25年度海津市一般会計決算、平成25年度海津市クレール平田運営特別会計決算、平成25年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算、平成25年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算、平成25年度海津市国民健康保険特別会計決算、平成25年度海津市介護保険特別会計決算、平成25年度海津市後期高齢者医療特別会計決算、平成25年度海津市下水道事業特別会計決算、平成25年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算、平成25年度海津市羽沢財産区会計決算及び平成25年度海津市土地開発基金の運用状況が正確であると認めました。

なお、審査意見書を別冊4でお手元に配付いたしておりますので、ごらんをいただきたいと思いを。

次に引き続きまして、4つの海津市公営企業会計決算、平成25年度海津市水道事業会計決算、平成25年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算、平成25年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算、平成25年度海津市介護老人保健施設事業特別

会計決算につきまして御報告を申し上げます。

去る5月29日から7月7日に関係諸帳簿、証拠書類等の照合など、通常実施すべき審査を慎重に行いました。その結果、審査に付されました平成25年度海津市水道事業会計決算、平成25年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算、平成25年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算、平成25年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算は正確であると認めました。

なお、審査意見書を別冊5でお手元に配付いたしておりますので、ごらんをいただきたいと思えます。

以上で、審査結果の報告といたします。

○議長（川瀬厚美君） 代表監査委員の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

最初に認定第1号 平成25年度海津市一般会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第2号 平成25年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第3号 平成25年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第4号 平成25年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第5号 平成25年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第6号 平成25年度海津市介護保険特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第7号 平成25年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第8号 平成25年度海津市下水道事業特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第9号 平成25年度海津市水道事業会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第10号 平成25年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第11号 平成25年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第12号 平成25年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定に

についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第13号 平成25年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第14号 平成25年度海津市羽沢財産区会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第14号までについて、6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、当委員会に審査を付託したいと思います。

なお、地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与するものとしたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第14号までの14議案については、6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることとし、地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与することに決定をいたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたします。

指名する決算特別委員を議会事務局長から発表させます。

議会事務局長 青木彰君お願いします。

○議会事務局長（青木 彰君） それでは、6名の決算特別委員を発表させていただきます。

1番 飯田洋議員、4番 浅井まゆみ議員、5番 橋本武夫議員、6番 松田芳明議員、8番 堀田みつ子議員、13番 伊藤誠議員、以上でございます。

○議長（川瀬厚美君） お諮りします。ただいま指名いたしました諸君を決算特別委員に認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました6名の諸君を決算特別委員に選任することに決定をいたしました。

ただいま決算特別委員会に付託しました議案につきましては、9月25日までに審査を終了し、議長に報告をお願いします。

ここでしばらく休憩をいたします。

この暫時休憩は会議録上、委員長の互選に要する時間が必要なためにとるものでございますので、御了承ください。

（午前10時40分）

○議長（川瀬厚美君） では、互選の結果を伺いましたので、休憩前に続き会議を開きます。

（午前10時41分）

○議長（川瀬厚美君） ここで、決算特別委員会の正・副委員長が決定されましたので、議会事務局長より発表させます。

議会事務局長 青木彰君。

○議会事務局長（青木 彰君） それでは、正・副委員長を発表させていただきます。

決算特別委員会委員長に4番 浅井まゆみ議員、副委員長に1番 飯田洋議員、以上でございます。

◎請願第1号について

○議長（川瀬厚美君） 続きまして、日程第32、請願第1号についてを議題とします。

平成26年7月7日に受理しました請願第1号は、会議規則第139条第1項の規定により、お手元に配付してあります請願文書表のとおり、総務産業建設委員会に審査を付託しますので、よろしく願いをいたします。

なお、審査は9月25日までに終了し、議長に報告をお願いいたします。

◎議案第72号 物品購入契約の締結について

○議長（川瀬厚美君） 続きまして、お諮りします。

ただいま海津市長から議案第72号 物品購入契約の締結についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号 物品購入契約の締結につ

いてを日程に追加し、追加日程第1として、議題といたします。

議案の配付をお願いします。

〔追加議事日程の配付〕

○議長（川瀬厚美君） 市長より提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 本日、追加提案いたしました議案の概要について、御説明を申し上げます。

提案いたしました議案第72号の物品購入契約の締結につきましては、統合庁舎（西館）備品（事務室関係）の購入について、9月2日に指名競争入札を実施した結果、7者の入札となり、最低価格でありましたクリタヤ、栗田美代治氏と契約額2,376万円で契約締結するものです。

海津市議会の議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第72号について御説明いたしました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（川瀬厚美君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許可します。

質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。議案第72号 物品購入契約の締結については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号 物品購入契約の締結については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議長（川瀬厚美君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これもちまして散会いたします。

なお、今回は9月9日、あす再開しますので、よろしく願いいたします。御苦労さまでございました。

（午前10時48分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成 26 年 9 月 26 日

議 長 川 瀬 厚 美

署 名 議 員 森 昇

署 名 議 員 松 岡 光 義